

磐田市公売入札の注意事項

I 入札日当日必ずご持参していただくもの

1. 公売保証金に係る現金

公売保証金は、公売財産ごとに定めています。受付時に「現金」にて、納めていただきます。

2. 身分確認ができるもの

- (1) 個人が入札される場合は、入札される方ご本人の「免許証」「保険証」「住民票」等、身分が確認できるものをご持参ください。
- (2) 法人が入札される場合は、商業登記簿謄本及び代表者様の「免許証」「保険証」「住民票」等、身分が確認できるものをご持参ください。
- (3) 代理人により入札される場合は、代理人となる方の「免許証」「保険証」「住民票」等、身分が確認できるものをご持参ください。

3. 印章

- (1) 個人が入札される場合は、入札される方の「認印」をご持参ください。
- (2) 法人が入札される場合は、法人の「代表者印」をご持参ください。
- (3) 代理人により入札される場合は、代理人となる方の「認印」をご持参ください。

4. 代理人により入札される場合の委任状

代理人により入札される場合は、委任者からの「委任状」及び委任者の「印鑑証明書」の提出をお願いします。

※ 印鑑証明書は入札日より起算して3カ月以内の証明日のものをご用意ください。

※ 代理入札を希望される方は、様式がありますので、予め申し出てください。

5. 公売保証金の返還時の収入印紙

落札できなかった方には、入札前に納めていただいた公売保証金はお返しすることになります。この場合、公売保証金を納めていただいた方が営利法人又は不動産業を

営む方である場合には、200円の収入印紙が必要となります。

Ⅱ ご注意していただく事項

1. 入札する公売財産については、その現況等をあらかじめ確認し、入札してください。
2. 国土利用計画法による届出は、公売については不要です。
3. 公売財産にかかわる建ぺい率、容積率は、その地域の都市計画上の一般的な率を記載していますので、ご理解をお願いします。
4. 不動産の公売に当たっては、その不動産の直接の引渡しは行いません。

公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立ち退き等は、全て買受人自身が行うことになります。

5. 公売財産によっては、公売手続きを中止する場合があります。
6. 公売会場は、公売日時の30分前から入場ができます。公売開始10分前までに、会場にお越しください。

7. 問い合わせ先

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1

磐田市役所 収納課 電話：0538-37-4762